

平成31年度やまがた若者チャレンジ応援事業募集要項

1 事業の目的

「やまがた若者チャレンジ応援事業」は、若者が力を発揮できる環境づくりを進めるため、若者の主体的な取組みの実現化の機会を提供し、若者の県づくりへの参加を促進することを目的に、若者が企画する地域課題の解決や地域の元気創出活動など、多彩な取組みについて企画提案を募集し、助成（補助）を行うものです。

2 応募団体の資格

次に掲げる要件の全てを満たす団体とします。法人格の有無は問いません。

- (1) 山形県内に住む、又は山形県出身の高校生以上39歳までの者（以下「若者」という。）
2名以上で構成する団体であること
- (2) 平成31年4月1日時点で、団体の構成員の過半数が若者であること。また、構成員に20歳以上の者が1名以上含まれていること
- (3) 企画提案時において、団体の活動期間が1年以上あること、又は団体の主たる構成員について、当該団体が行う活動と同種の活動経験が1年以上あること
- (4) 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）及び構成員の名簿を整備・所持していること
- (5) 団体について企画提案時において、やまがたおこしあいネット（※）に登録されていること、又は平成31年5月24日までに登録される見込みがあること
※やまがた若者交流ネットワーク（愛称：やまがたおこしあいネット）とは、参加登録された団体（または個人）が「若者グループ紹介」でプロフィールを紹介している他、イベント告知等、山形県内外で活動している若者たちを繋ぐウェブサイトです。
- (6) やまがた若者チャレンジ応援事業費補助金を、前年度までに3回採択・助成を受けた団体でないこと。
- (7) 県税その他租税を滞納していないこと
- (8) 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと
- (9) 暴力団でないこと、暴力団・その構成員（かつて構成員だった者を含む）・暴力団関係者の統制下にある団体でないこと
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制法による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと
- (11) 団体の役員全員が次に該当しないこと
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 破産者で復権を得ないもの
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者

- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
- ⑤ 暴力団の構成員（かつて構成員だった者を含む）・関係者

3 募集する事業

以下の条件を満たす事業の企画提案を募集し、優れた提案に対して補助します。
なお、応募は1団体につき1提案までとします。

(1) 募集の区分（事業の範囲）

以下の募集の区分A-①、②又はBを活動計画に沿って選択する。

A【広域型】複数の市町村にわたり活動を展開する場合（採択上限：2回）

①ジャンピングコース：補助対象事業費 上限100万円

②チャレンジングコース：補助対象事業費 上限60万円

B【単域型】単一の市町村にて活動を展開する場合（採択上限：1回）

補助対象事業費 上限60万円

※採択件数 A-①：3件、A-②及びB：（合わせて）7件 合計10件程度

※活動範囲【広域型】

- ・対象事業を展開する地域がひとつの市町村に止まらないもの。（例：県内の複数市町村でのワークショップや勉強会の開催、〇〇町での地域活動を踏まえた東京でのイベント開催、他県での被災地支援後の△△市内での防災講習会開催等）
- ・県域を越えて、交流人口の増加や地域のPRを目的として、相当規模の集客や当該事業への参加者が見込まれるもの。ただし、交流活動参加者数は、10名以上とする。（例：地元の若者団体と隣県の若者団体が交流を深めながら××市の地域活性化事業を図る活動、〇〇村の交流人口増のために宮城県や福島県の同様の活動を行う地域の若者団体との交流を図りつつ、シンポジウムを開催等）

(2) 補助率

9/10

(3) 応募の要件 活動を展開する市町村との連携

（例）関連市町村との事業連携（助成金など）、各種周知支援（イベントちらしの配置、ポスター貼付協力、広報誌掲載）、施設使用料減免、職員派遣、広報誌掲載、イベント備品貸出 など

※ 事業内容や市町村によって連携できる内容は異なります。

※ 市町村との連携を確認するため、6の(2)の④に記載のある「平成31年度やまがた若者チャレンジ応援事業にかかる若者団体支援について（以下、添付書類オ）」を市町村の担当課に記載してもらする必要があります。なるべく早く、主な活動地域のある市町村にご相談ください。

※ 広域型については、連携する全ての市町村から「添付書類オ」を記載してもらわなくとも可とします。

(4) 若者ならではの独創性、先進性のある自発的な企画による事業であること

(5) 地域の課題解決や地域の元気創出に相当の効果があること

(6) 将来に向けた事業展開が期待できること

★次に該当する事業は応募できません。

- ① 営利を主目的とする事業
- ② 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- ③ 政治、宗教に関わる事業
- ④ 従来から行われている事業をそのまま実施する事業
- ⑤ 山形県による他の事業により補助又は委託を受けている、又は受ける見込みの事業
- ⑥ 法令等に違反する事業
- ⑦ 一過性のイベントの開催（参加）のみを主目的として実施する事業

4 事業実施期間

採択決定日から事業の完了した日または平成32年3月31日のいずれか早い日まで

5 補助件数及び補助金の額

- (1) 補助件数:10件上限
- (2) 補助金額：補助率 9/10

A【広域型】

- ・ジャンピングコース（補助対象事業費：上限100万円）補助金額：上限90万円
- ・チャレンジングコース（補助対象事業費：上限 60万円）補助金額：上限54万円

B【単域型】

（補助対象事業費：上限 60万円）補助金額：同 上

★補助金の額は、次の①に規定する補助対象経費の合計額から②に規定する参加料収入など補助事業によって得た収入を除いた額と、100万円（または60万円）とを比較して、いずれか低い額に9/10を乗じた額（ただし、千円未満切捨て）とします。

★提出された収支予算書については、内容の補正をお願いする場合があります。

① 補助対象経費

事業実施に直接要する次の経費（主なもの）

区 分	内 容	
ア 謝 金	外部講師やコンサルタント等に係る謝金	
イ 旅 費	グループ構成員の交通費、連携団体、外部講師等の交通費・宿泊費	
ウ 印 刷 製 本 費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費	
エ 消耗品・ 材料購入費	材料・燃料（ガソリン等）、消耗品（単価5万円未満の物品）等の購入費	
オ 通信運搬費	電話代、郵送料等	
カ 委 託 費	専門機関への調査委託等	当該経費の支出が事業の趣旨に合致し、委託が真に必要な不可欠である場合に限る。
キ 保 険 料	ボランティア保険等	
ク 使 用 料	会議室等の賃借料、機器のリース・レンタル料	

ケ 人 件 費	事業に従事したグループ構成員の給料手当、社会保険料及び臨時職員（アルバイト）の賃金（ただし、補助対象とできる額は補助総額の3割以内）	
コ 施設整備費	事業実施に必要な施設等の整備費 （ただし、補助対象とできる額は補助総額の5割未満）	当該経費の支出が事業の趣旨に合致し、整備や購入が真に必要な不可欠であり、事業終了後の取扱いが明らかかつ確実なものに限る。
サ 備品購入費	備品（単価5万円以上の物品）購入費	
シ 広 告 費	事業実施に必要な周知を新聞・折り込み広告等で実施した場合の経費 ただし、活動内容の広告・周知を主たる目的とした補助事業は認められません。	
ス 負 担 金	団体が補助事業の実施を目的に、他主催の催事・イベントに参加する際に必要な参加料等の経費。団体構成員が事業実施に際し必要な研修等を受ける場合の経費。	
セ 手 数 料	口座振替・代引手数料等、補助事業における経費支払に要する経費	
ソ そ の 他	その他知事が必要と認める経費（食糧費は原則として認められません）	

② 補助事業による収入

参加料収入や補助金で作成する印刷物の頒布収入など事業実施による収入

6 応募方法

提出書類に必要事項を記入のうえ、山形県子育て推進部若者活躍・男女共同参画課まで、提出してください。

(1) 募集期間

平成31年4月26日（金）～5月24日（金）17時まで

（電子メール（ただし、1つのPDF等のファイルにまとめて送ること）、持参、メール便等による送付の場合は当日必着。日本郵便による郵送の場合のみ当日消印有効）

(2) 提出書類

本事業に応募する団体は、次の書類を1部作成し、提出してください。

① 企画提案書（様式第1号）

② 事業計画書（様式第2号）

③ 収支予算書（様式第3号）

④ 添付書類

ア 団体の定款・規約・会則等

イ 最新の構成員名簿（平成31年4月1日時点の年齢を記載したもの）

ウ その他参考となる資料（団体を紹介した記事など）※A4判片面8枚まで

※収支予算に計上されている備品購入費、施設整備費等の見積書は枚数に含めない。

エ やまがたおこしあいネット未登録団体のみ、平成31年5月24日までに登録見込みであることを証する書類（事務局からの確認メールを印刷した書面）

（やまがたおこしあいネットトップページ <http://yamagata-okoshiai.net/>）

オ 活動を展開する市町村との連携を確認する資料「平成31年度やまがた若者チャレンジ応援事業に係る若者団体支援について」（市町村に作成を依頼すること）

平成30年度以前に提案事業が採択された経験がある団体は、上記に加え、下記書類も併せて提出してください。

⑤ 過年度事業実施結果検討状況及び提案事業への反映表（様式第4号）

★応募に係る経費はすべて応募者の負担とします。また、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

★提出書類の様式は、4月26日（金）以降、山形県ホームページからダウンロードすることができます。（Excel形式）※ダウンロードしたZIPファイルを解凍してください。

(3) プレゼン用提出データ

プレゼンテーションでは、企画提案書のほかに、パワーポイントを使用して説明することが可能です。データについては6月6日（木）17時までに電子メール、またはCD-R等の媒体で提出してください。（ファイル共有・ダウンロードサイト等の使用は不可）
動画等を埋め込んでいる場合は、動画の元データもあわせて提出してください。

(4) 書類・データ類の修正依頼について

5月24日（金）までに提出された企画提案に係る修正依頼については、企画提案書記載の連絡先に対し、電子メール、または電話にて行います。

7 審査方法

(1) 審査機関

本審査前に実施する県における書面審査、「やまがた若者チャレンジ応援事業審査委員会」における本審査を経て、補助団体、補助事業及び補助金額を決定します。

(2) 書面審査 【県若者活躍・男女共同参画課】

書面審査は、5月24日（金）までに提出のあった企画提案書類により実施します。
書面審査の結果については、企画提案のあったすべての団体にお知らせします。

(3) 本審査 【公開プレゼンテーション・審査委員会】

- ① 日時 6月中旬（6月15日以降の開催を予定しています）
- ② 会場 山形市内（決定次第、応募団体へお知らせします）
- ③ 内容 1団体あたりのプレゼンテーション時間
発表3分 + 審査委員からの質疑応答
- ④ 結果発表 後日、全団体に審査結果を通知します。

★公開プレゼンテーションは最大30団体前後で実施予定です。

(4) 審査のポイント

書面審査	
1. 企画提案書について事業提案自体が募集要項に則したものであるかどうか。	
① グループが事業提案できる要件を満たしているかどうか。	
② 募集要項で禁じられている事業内容に該当しないかどうか。	
③ 県の他の事業による補助を受けていないかどうか。	
2. 事業計画書・収支予算書について事業実現性に乏しい内容となっていないかどうか。	
① 前年度まで自団体で実施してきた事業の場合、同じ内容でもより高い効果を得られるかどうか。単なる既存事業の財源付け替えとなっていないか。	
② 事業期間内に事業を完了することができるかどうか。	
③ 事業予算内で事業を実施し完了することができるかどうか。	

公開プレゼンテーション・本審査	
1. 事業目的について	(単域型) 事業内容は地域課題を解決し、又は地域の元気を創出する内容となっているか。 (広域型) 事業内容は上記(単域型)に加えて、活動の情報発信や複数地域間での交流を促進する内容となっているか。
2. 事業内容について	① 事業の内容、手法等について、若者ならではの独創性や先進性があるか。事業の内容について過去の他団体採択事業と類似性が無いか。 ② 計画を実現できる体制があるか。提案された事業手法・スケジュール等は実現可能なものか。 ③ 事業内容を効果的に発信・周知する手法が講じられているか。
3. 事業効果及び目標について	① 事業による効果は地域課題の解決等に資するものか。目標と将来展望は具体的かつ実現可能なものか。 ② 2年目以降の提案事業の場合、前年度事業実施状況について評価分析され、かつ今年度事業提案に反映されているか。
4. 収支予算について	事業に要する費用の見積もりは、過大あるいは過小ではないか。

(5) 事業の複数年度にわたる申請(広域型)について

- ① 広域型にて実施した事業が定着し、効果を得るために一定の期間が必要である場合は、同一団体による継続事業内容での申請を2年間可能とします。
ただし、毎年審査を行いますので、必ず補助を受けられるとは限りません。
- ② 前年度と全く同じ事業内容の事業は採択対象外となります。

8 助成事業の流れ

①企画提案書の提出	平成31年4月26日～5月24日まで (郵送の場合のみ当日消印有効)
②審査	6月上旬まで 書面審査 6月中旬予定 公開プレゼンテーション審査・審査委員会
③採択決定	6月下旬予定 ★採択決定日以降から事業を開始することができます。 採択決定後、あらかじめ交付予定額をお示しします。
④交付申請書の提出	7月中旬締切
⑤交付決定	7月下旬
⑥事業実施	交付決定～平成32年3月末まで事業計画に沿って事業を実施 ★一定の要件に該当する場合は補助金の一部概算払いを行います。
⑦状況報告	10月末日までの状況について、11月中旬までに実施状況確認項目書を提出
⑧実績報告書の提出	事業完了後30日以内又は平成32年4月15日のいずれか早い日まで実績報告書を提出

⑨補助金の確定	実績報告書の審査及び完了検査終了後、補助金確定の通知 ★補助金確定が行われた後、補助金の精算払いを行います。
---------	---

注1 交付申請の際、公開プレゼンテーションにおける提案事業内容に対し大幅な変更※があった場合、あるいは交付申請額が提案事業内容、事業目的の達成、実施計画に対し著しく過大と認められる場合は、交付予定額以下の金額で交付決定が行われることがあります。

※ イベントの回数減、事業額の3割を超える増減、事業計画と関係のない内容の事業への着手など

注2 万が一、諸事情により公開プレゼンテーション後に企画提案の取り下げを行う場合は下記の手続きが必要となります。

- ① 採択決定前 → 企画提案の取下げ
 - ・ 企画提案の取下げに至った理由を記載する書面（任意様式）の提出
- ② 採択決定後から交付申請まで → 採択辞退
 - ・ 採択辞退に至った理由及び補助金交付申請を行わない旨を記載した書面（任意様式）の提出
- ③ 補助金交付決定後 → 交付申請取り下げ
 - ・ 規則による交付決定通知受領日から10日以内に補助金交付申請取下げの手続き。

※ 交付決定通知受領日から11日目以降は、交付申請の取下げはできませんので留意してください。

9 留意事項等

(1) 情報公開への同意

提案があった事業の概要、団体名、代表者名及び審査結果については、山形県ホームページ等により公表します。

(2) 助成を受けた団体の義務

- ① 別に定める県の補助金交付要綱の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務を負います。
- ② 「やまがた若者チャレンジ応援事業」の周知、広報及び県若者活躍・男女共同参画課が行う事業について、事業実施期間内及び事業終了後に協力をいただきます。

(周知広報の例)

- ア 報道機関等に資料提供するための情報提供
- イ 県政広報媒体（県民のあゆみ等）での実施事業の紹介
- ウ 山形県若者交流ネットワークシステム「やまがたおこしあいネット」での情報提供（登録後、最低年1回以上の記事投稿）
- エ 若者活躍・男女共同参画課 Facebookページでの情報提供
- オ 若者活躍・男女共同参画課が開催する若者支援関連イベント等での事業紹介等
- カ 若者関連事業を紹介する新聞、TV・ラジオ番組、出版物について、報道機関から依頼があった場合の出演・原稿執筆

(事業協力の例)

- キ 若者活躍・男女共同参画課が開催する研修・講演、若者支援関連イベント等の周知及び参加・協力

- ク 若者活躍・男女共同参画課が開催する研修・講演、若者支援関連イベントの実施にあたり、参加・出演等の依頼を行うために、県と委託契約を締結した民間業者に対する団体情報、団体代表者及び事務担当者の個人情報（住所・電話番号・メールアドレス）の提供同意
（原則は、採択後に団体代表者及び事務担当者に対して意向を確認し、上記ケースにおける個人情報の提供について同意（任意）していただいた場合のみ適用）
- ケ 県審議会等に係る若者委員登用時の情報提供（当課→県他部局・課）
（原則は、事前に人材リストに登録（任意）していただいた場合のみ提供）
- ③ 団体自らが助成事業について周知広報する際は、当該事業が“やまがた若者チャレンジ応援事業”の助成を受けて実施されている旨の表記を行っていただきます。

(3) 書類提出先・問合せ先

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1 (山形県庁4階)

山形県子育て推進部 若者活躍・男女共同参画課

TEL 023-630-2262

FAX 023-632-8238

やまがた若者チャレンジ応援事業 補助対象経費に係る積算参考資料 (H31年度募集分)

5(2)①に定める補助対象経費の積算の目安について、補助金交付決定時の県による補助額算定の考え方を示したものです。したがって、実際の補助事業実施において適用される上限金額ではありません。

なお、補助事業の実施にあたっては、収支予算書の範囲内であれば、補助金交付決定額以外の事業収入や自己資金等又は、市町村からの助成等を加えることにより、下記記載の目安以上の金額の支出も可能です。

補助対象経費の積算の目安

1 謝金

- ・ 県内講師は1名あたり@10,000円(県内講師の場合)
- ・ 県外講師及び特に必要と認める場合は原則1名あたり@30,000円まで(知名度の高い県内講師含む)
- ・ やむを得ず上記の単価を超える額を必要とする場合は、具体的な講師名を提示すること。

2 旅費(講師・スタッフ)

- ・ 県外 実費額以内 / 県内 1回あたり上限@5,000円
※講師・スタッフの移動経費としてガソリン代、高速道路料金、駐車場料金を計上する場合は、旅費ではなく該当する費目で計上すること。
- ・ ガソリン代 = 消耗品費(燃料費) ・ 高速道路料金、駐車場料金 = 使用料

3 消耗品・材料購入費

- ・ イベントで料理を作る場合(いも煮、バーベキュー、菓子作りなど)、調理に必要な原材料については補助対象となる。
- ・ すでに調理済みの総菜(弁当類含む)、飲料類(酒類含む)・菓子といった既製品については、食糧費とみなし補助対象外とする。
(補助金以外の事業収入(参加費収入・自己負担)で購入することは可能)

4 委託費

- ・ 基本は事前に見積もり(参考見積もり)を行い、必要最小限の費用を計上すること。
- ・ 参考見積もりを徴した場合はその金額
(参考資料として企画提案時に写しを添付願います)
参考見積もりがない場合は、1件あたり総事業費の概ね10%を上限とする。

5 人件費 1人あたり@11,445円/月以内(@1日当たり0.5時間の従事を想定)

- ・ イベント当日業務・事前準備 @6,104円/日以内(概ね8時間従事の場合)
1時間あたり@763円以内

6 備品購入費、施設整備費、印刷製本費、広告費、使用料、保険料、通信運搬費、負担金、手数料

- ・ 補助事業と直接関係ない内容の支出は認めない。
- ・ 備品費及び施設整備費については、事前に見積もり(参考見積もり)を行い、必要最小限の費用を計上すること(参考資料として企画提案時に写しを添付願います)
参考見積もりがない場合は、1件あたり総事業費の概ね10%を上限とする。

平成31年度やまがた若者チャレンジ応援事業 市町村問合せ先一覧

市町村	所属	TEL
山形市	企画調整課	023-641-1212(内線221)
上山市	市政戦略課	023-672-1111
天童市	市長公室	023-654-1111(内線324)
中山町	総合政策課 政策企画グループ	023-662-4271
山辺町	政策推進課	023-667-1110
寒河江市	企画創成課	0237-86-2111(内線416)
河北町	政策推進課	0237-73-5165
朝日町	政策推進課	0237-67-2112
大江町	政策推進課	0237-62-2118
西川町	教育委員会 生涯学習課	0237-74-3131
東根市	総務部 総合政策課 地域振興係	0237-42-1111(内線3121)
村山市	政策推進課	0235-55-2111(内線271)
尾花沢市	定住応援課	0237-22-1111(内線212)
大石田町	まちづくり推進課	0237-35-2111(内線223)
新庄市	社会教育課	0233-22-2111(内線461)
最上町	総務課まちづくり推進室	0233-43-2261
舟形町	まちづくり課	0233-32-0104
大蔵村	総務課	0233-75-2111
戸沢村	総務課	0233-72-2111(内線211)
鮭川村	むらづくり推進課	0233-55-2111
真室川町	企画課	0233-62-2111(内線225)
金山町	総合政策課	0233-52-2111
米沢市	企画調整部総合政策課	0238-22-5111(内線2807)
南陽市	みらい戦略課	0238-40-0248
長井市	地域づくり推進課	0238-87-0817
高畠町	企画財政課	0238-52-1112
川西町	まちづくり課	0238-42-6613
白鷹町	企画政策課	0238-87-0830
飯豊町	企画課 総合政策室	0238-87-0521
小国町	総合政策課	0238-62-2264
鶴岡市	政策企画課	0235-25-2111
三川町	企画調整課	0235-35-7013
庄内町	庄内町企画情報課	0234-42-3571
酒田市	企画調整課	0234-26-5704
遊佐町	企画課	0234-72-4523